

◆ 手当の申請者・受給者の方へ

お渡し(同封)した「依頼書」および [監護事実(生計維持)・養育事実・住所要件・事実婚解消・遺棄]の申立・調査書にあらかじめ記入のうえ、ご自身で民生委員・児童委員に事情を説明し、事実について証明してもらってください。

民生委員・児童委員の方には、「申立・調査書」の署名欄、および「調査書・意見書(民生委員が持っている書類)」に記入いただくようお願いしてください。

「申立・調査書」と、証明いただいた「調査書・意見書」の2種類の用紙を、子ども子育て支援課手当医療係へ、現況届提出用のオンラインフォーム内から写真撮影後の画像データでご提出いただきますようお願いいたします。提出方法について詳細は、同封の「児童扶養手当 現況届のお知らせ(別紙)」をご確認ください。

あなたの地区の 民生委員・児童委員 は、_____ さんです。
電話番号は _____ ですので、直接ご連絡ください。

なお、[監護事実(生計維持)の申立・調査書]の提出が必要な方は、中段より上の部分をあらかじめ記入のうえ、以下の方から証明をもらってください。この他に児童の世帯全員の住民票が必要です。(申立・調査書と同様に画像での提出が可能です。)

〔 児童が個人のお宅で生活している場合 〕…………… 児童の住所地の民生委員・児童委員 または
〔 児童が一人暮らしをしている場合 〕…………… あなたの地区の民生委員・児童委員
児童が学校の寮に入っている場合…………… 学校長・寮長

※児童が学校の寮に入っている場合に限り、「調査書・意見書(民生委員が持っている書類)」は不要です

※以下の部分については、切り取り線で切り取って、民生委員・児童委員にお渡しください。

きりとり

◆ 民生委員・児童委員の方へ

平素より武蔵野市役所子ども子育て支援課の各種手当の認定等にかかる証明の発行についてご協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、手当申請者(受給者)が持参した書類は、下記手当の申請(現況届)に必要な書類です。

◆児童扶養手当 ◆特別児童扶養手当 ◆武蔵野市児童育成手当 ◆児童手当

本人が持参した申立・調査書は、本人から武蔵野市へ提出する書類となります。控えが必要な場合は、お手数ですがご自身でご対応いただきますようお願い申し上げます。

「民生委員・児童委員の手引」をご参照のうえ、持参した申立・調査書の署名欄および「調査書・意見書」に記入して、証明をお願いいたします。「調査書・意見書」の提出先は「東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号 武蔵野市長」とお書きください。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。よろしく願いいたします。

お問い合わせ：東京都武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課手当医療係
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 / 0422-60-1963(直通)